

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成26年12月18日(木)

午後2時00分 解禁

	労働基準部賃金室
担当	室長 谷口 誠 賃金指導官 清水 和義 電話 075-241-3215(ダイヤル)

京都府特定（産業別）最低賃金額の発効について

京都府特定（産業別）最低賃金のうち、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業の4業種については平成26年11月19日に改正決定し、平成26年12月19日からその効力が発生します。

自動車（新車）小売業については平成26年11月28日に改正決定し、平成26年12月28日からその効力が発生します。

京都労働局では、先に発効した京都府最低賃金と併せて、京都府特定（産業別）最低賃金の改正についても、ポスター、リーフレット等により京都府内の自治体をはじめ、各行政機関、各商工会議所・商工会、事業主団体、労働団体、交通機関、教育機関等に対して周知広報の協力を依頼しています。

1 京都府特定（産業別）最低賃金の改正状況は下記のとおりです。

記

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	引上額	引上率	効力発効年月日
金属製品製造業最低賃金	時間額	854円	12円	1.43%	平成26年12月19日
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	853円	13円	1.55%	平成26年12月19日
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	860円	11円	1.30%	平成26年12月19日
各種商品小売業最低賃金	時間額	803円	13円	1.65%	平成26年12月19日
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	790円	22円	2.86%	平成26年12月28日

2 今回、下記の3業種については、改正諮問が行われていません。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金が適用されます。平成26年10月22日からは京都府最低賃金時間額789円が適用されます。		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金が適用になります。ただし、日給制労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		



最低賃金制度のマスコット **チェックマン**

